

平成20年度税制改正大綱(案)

平成19年12月13日
自由民主黨

第二 平成20年度税制改正の基本的考え方

より環境負荷の小さいものへ対象を重点化した上で適用期限を延長する。

また、国民の暮らしの安心・安全が確保されるよう、本年に発生した大規模地震による被災代替家屋等に係る固定資産税の税額等の特例、生活習慣病に係る特定保健指導のうち一定の積極的支援への医療費控除の適用、周産期医療の連携体制を担う医療機関の分娩施設に係る不動産取得税の課税標準の特例のほか、障害者の就労支援の観点から授産施設等に仕事を発注した企業に対する課税の特例の措置を講ずる。

5 金融・証券税制

上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率については、金融所得の一体化に向け、平成20年末をもって軽減税率10%を廃止し、平成21年から20%とする。その際、円滑に新制度へ移行するための特例措置として、平成21、22年の2年間、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について軽減税率10%を適用する。

個人投資家の株式投資のリスクを軽減するため、平成21年より、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入する。また、投資家の利便性に配慮する観点から、特定口座を活用して損益通算を行う方法について、証券会社におけるシステム開発等の準備が整った段階から適用可能とする。

6 道路特定財源

国及び地方の道路特定財源については、「道路特定財源の見直しについて」(平成19年12月7日 政府・与党)に沿って、真に必要な道路整備の計画的な推進や既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化等の措置を着実に進める必要性及び、厳しい財政事情や環境面への影響にも配慮し、20年度以降10年間、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。

なお、道路の中期計画の見直しを踏まえ、道路整備の状況等を勘案し、必要に応じ、所要の検討を加えることとする。

また、自動車関係諸税については、税制の簡素化が必要との指摘もあり、今後の抜本的な税制改革にあわせ、道路の整備状況、環境に与える影響、厳しい財政状況等も踏まえつつ、暫定税率を含め、そのあり方を総合的に検討する。

第三 平成20年度税制改正の具体的な内容

軽減する率を、当該自動車の取得が平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときは2%とする。

(2) 車両総重量が12tを超える低公害トラック等について、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成20年4月1日から平成21年9月30日までの間に行われたときは2%、平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときは1%とする。

五 金融・証券税制

1 上場株式等の譲渡所得等に対する課税

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等の10%軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等に係る税率については、平成20年12月31日をもって10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）を廃止し、平成21年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）とする。

(2) 特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については、10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率とする。

(3) 源泉徴収口座における源泉徴収税率の特例

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）の源泉徴収口座における源泉徴収税率（特別徴収税率）は10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率とする。

この場合において、源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える者については、源泉徴収口座の譲渡所得等に係る申告不要の特例は適用しない。

2 上場株式等の配当所得に対する課税

(1) 上場株式等に係る配当等の10%軽減税率の廃止

居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率（特別徴収税率）については、平成20年12月31日をもって10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）を廃止し、平成21年1月1日以後は20%（所得税15%、

住民税5%)とする。

(2) 源泉徴収税率の特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等(大口株主が支払を受けるものを除く。以下同じ。)に対する源泉徴収税率(特別徴収税率)は10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とする。

この場合において、その年中の7%源泉徴収(3%特別徴収)の対象となった上場株式等の配当等(年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除く。)の金額の合計額が100万円を超える者については、その者がその年中に受け取った7%源泉徴収(3%特別徴収)された当該上場株式等の配当等について、申告不要の特例は適用しない。

(3) 上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設

平成21年1月1日以後に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、当該居住者等は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税を選択できることとする。なお、総合課税を選択することにより、配当控除等の適用も受けられることとなる。この場合において、申告する上場株式等の配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とする。

(4) 申告分離選択課税の税率の特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率を適用する。

(5) 源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ

居住者等が証券会社等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、当該居住者等が当該証券会社等の営業所に源泉徴収口座を開設しているときは、当該配当等を当該源泉徴収口座に受け入れができることとする。

(注) 上記の改正は、証券会社等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階(平成22年1月を目途)から適用する。

3 損益通算の特例

(1) 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額(前年以前に既に控除したものを除く。)があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)から控除するものとする。

(注) 上記の改正は、平成21年分以後の所得税及び平成22年度分以後の住民税について適用する。

(2) 源泉徴収口座内の上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額の計算の特例の創設(源泉徴収口座内における損益通算)

源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、当該源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率(特別徴収税率)を乗じて徴収すべき所得税(住民税)の額を計算することとする。

この場合において、当該上場株式等の譲渡損失の金額につき、申告により、他の株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る配当所得の金額から控除するときは、本特例の適用を受けた上場株式等の配当等については、申告不要の特例は適用しない。

(注) 上記の改正は、証券会社等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階(平成22年1月を目途)から適用する。

4 資料情報制度等の整備

- (1) 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書について、次の措置を講ずる。
 - ① 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署への提出を不要とする措置を廃止する。
 - ② 特定口座年間取引報告書の記載事項に、源泉徴収口座に受け入れた配当等の額等を追加する。

(注) 上記①の改正は、平成21年1月1日以後に源泉徴収口座において処理される上場株式等の譲渡に係る報告書について適用する。

上記②の改正は、源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得と配当所得の損益通算（上記3(2)）の開始と同時に適用する。

- (2) 10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率を適用する上場株式等の配当等については、配当等の支払調書を税務署へ提出しなければならないこととする。
- (3) 上場株式等の配当等の支払者又は支払事務取扱者は、当該配当等の支払を受ける者に対して、その支払う配当等の額等を記載した支払報告書を交付しなければならないこととする。ただし、源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等については、当該報告書の支払を受ける者への交付は要しないこととする。

また、上場株式等に係る配当所得の金額を申告する場合には、当該支払報告書又は源泉徴収口座の特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付しなければならないこととする。

(注) 上記(2)及び(3)の改正は、平成21年1月1日以後に支払う配当等について適用する。

5 源泉徴収義務の整備等

- (1) 源泉徴収口座において損益通算が行われることに伴い、上場株式等の配当等に対する源泉徴収について、以下の措置を講ずる。

- ① 証券会社を通じて支払をする上場株式等の配当等について、当該配当等の支払事務取扱者である証券会社を源泉徴収義務者（特別徴収義務者）とする。
- ② 公募株式投資信託の収益の分配に係る配当等について、当該配当等の支払事務取扱者（証券会社、銀行等）を源泉徴収義務者（特別徴収義務者）とする。
- ③ 源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等について源泉徴収した所得税又は特別徴収した住民税の納付期限を、その徴収の日の属する年の翌年1月10日とする。

(注) 上記の改正は、平成22年1月1日以後に支払う上場株式等の配当等について適用する。

- (2) 個人が公募株式投資信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を株式等譲渡所得等の収入金額みなして課税することとする。
- (3) その他所要の整備を行う。

- 6 一定の贈与、相続又は遺贈により取得した特定口座内保管上場株式等であった上場株式等を、次に掲げる方法により受贈者、相続人又は受遺者の特定口座へ移管できることとする。
- (1) 贈与により取得した上場株式等を当該受贈者の特定口座へ移管する際に、その受贈者が取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等をすべて当該受贈者の特定口座に移管する方法（当該受贈者の特定口座に既にその取得した上場株式等と同一銘柄の上場株式等を有していない場合に限る。）
- (2) 相続又は遺贈により取得した上場株式等を当該相続人又は受遺者の特定口座へ移管する際に、その相続人又は受遺者が取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等をすべて当該相続人又は受遺者の特定口座に移管する方法
- 7 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税制度は、適用期限の到来をもって廃止する。

六 道路特定財源

(国 税)

- 1 撥発油税及び地方道路税の税率の特例措置の適用期限を10年延長する。
- 2 自動車重量税の税率の特例措置の適用期限を10年延長する。

(地方税)

- 1 自動車取得税の税率及び免税点の特例措置の適用期限を10年延長する。
- 2 軽油引取税の税率の特例措置の適用期限及び営業用バス、トラックに係る交付金措置を10年延長する。

七 円滑・適正な納税のための環境整備

(国 税)

- 1 事前照会に対する文書回答手続の改善

事前照会に対する文書回答手続について、次の措置を講ずる。

- (1) 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に、将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものを加える。
- (2) 照会・回答内容の公表に関して、事前照会者名などの事前照会者を特定する情報は原則非公表とする。

第四 検討事項

- 6 金融所得の課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の譲渡所得と配当所得との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う。
- 7 納税者番号制度については、適正公平な課税の実現及び税制への信頼向上に資するため、各種の番号制度に関する議論動向等にも留意しつつ、付番方式や資料情報の対象範囲等に関する具体的制度のあり方について、引き続き検討を進めるとともに、早期に円滑な導入を目指して国民的な理解形成に一層努める。
- 8 公益法人制度改革に対応する税制上の措置については、新制度施行後の実態を見極めつつ、必要な見直しを引き続き検討する。
また、寄附金税制や公益法人等の課税対象範囲等について、民による公益の増進の観点も踏まえつつ、事業活動の内容などの実態や営利競合の排除の必要性等を見極めたうえで引き続き検討する。
- 9 郵政民営化に伴う郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、民営化委員会における3年ごとの見直しに当たり、郵政民営化に係る新会社の経営状況等を勘案し、引き続き所要の検討を行う。
- 10 不動産取引等に係る印紙税については、厳しい財政事情、税体系において印紙税が果たしている役割、電子商取引等経済取引の実態やそれに与える影響等に配意しつつ、今後の税体系の抜本的改革の際に、必要に応じ、所要の総合的な検討を行う。
- 11 外国税額控除制度については、近年のグローバル化に伴い、わが国企業の海外での利益が増加しその多くが海外に留保されわが国に還流されていない状況を勘案し、国際競争力の強化、経済の活性化、適正な二重課税排除、制度の簡素化等の観点から、英米等諸外国の動向も注視しつつ、そのあり方を総合的に検討する。